

# 会員(一時的)除名提案

提案者：第20期運営委員有志

**提案1：** ████████ 会員(第21期運営委員・編集委員長など)を、  
会則第7条の規定に則り、(一時的に)除名する。

理由：運営委員としての職務の怠慢と、虚偽の説明を含む意図的な不作為により学会運営を妨害し、また学会の名誉を傷つけた。これらは、会則第7条の第2項「本学会に対する重大な名誉棄損または、運営に対する大きな妨害」に相当する。

## 事象の概要：

██████ 会員は第20期の運営委員として学会ホームページの管理実務を担当していたが、管理責任者の事務局長からの指示を拒絶し、また指示とは異なる恣意的な広報を行なった。

さらに、学会の対外的な「顔」とも言えるこのホームページには、平成23年4月の改訂以来、十万件を越す「スパム」コメントが溜まっていた。編集委員長が気付き対策を依頼したが、██████ 会員は事態を放置した。

このため事務局長が書き込みの防止措置を提案すると██████ 会員は、新たな書き込みを止める措置を施したと報告し、また「既に入ってきたものも表示されない仕様にするのがようやくできました」述べた。しかし、じっさいは「スパム」の表示が続いていた。

事務局長は査定のためIDとパスワードの通知を求めたが、██████ 会員はこれを無視した。(HPの管理責任者は事務局長なので、本来、通知済みであるべき情報である。)██████ 会員は、通知の要請に応じないまま、運営委員会の席上で、既存スパムの削除は外国版の有料ソフトを用いれば可能だが申し込み方法がわからないのでしばらく待つて欲しい、と発言し了承された。

事態が進展しないため、編集委員長は「有料ソフト」の情報提供を求めた。ところが██████ 会員は、虚偽の事実を含む曖昧な説明をくり返しつつ、ソフトの名前やURLなどを長期に渡り通知しなかった。

その後の調査で、このソフトAkismetは無料であり、日本語の説明もたやすく入手でき、しかも既存の「スパム」を削除する機能は無いことが分かった。(のちにボランティアの会員がホームページの整備に掛かると、「スパム」は一週間以内にすべて消去できた。)

また██████ 会員は、長年にわたり精神保健従事者団体懇談会(略称；精従懇)に、藤本会員とともに学会代表として参加してきた。だが、相当期間にわたり活動報告をせず、団体としての決定に運営委員会や会員の意見を聴取し反映する努力をも怠っていた。

██████ 会員はこれらの行為により、学会運営を妨害し、名誉を傷つけた。

**提案2： ████████ 会員(第20 / 21期監事など)を、  
会則第7条の規定に則り、(一時的に)除名する。**

理由：監事としての職務怠慢と、虚偽の説明を含む意図的な不作為により学会運営を妨害し、またこれにより学会の名誉を傷つけた。会則第7条の第2項「本学会に対する重大な名誉棄損または、運営に対する大きな妨害」に相当する。

**事象の概要：**

一、会則は監事の業務を「会務監査」と定めている。しかし、監事であった ████████ 会員は、第20期のメーリングリストに、権限のないままメーリングリストを管理していた運営委員の不作為により、長らく加入できなかった。また、第19期メーリングリストが、やはり権限のない者の管理により読めない状況であった。

事務局長と編集委員長がこれに対し、監査に支障が出るとして状況の改善を繰り返し求めた。ところが ████████ 監事は、資料が膨大なので読めないとして、また過去に運営委員会が「監事の職責は会計監査に限る」との見解を出したことを理由に「監事の役割が明確でない」と述べて拒んだ。

さらに、権限のない者が学会の公式メーリングリストを数ヶ月にわたり管理を続ける状況そのものについても是認を続けた。

██████ 監事は「申請があればその問題のみを調査する」と表明していたが、ある運営委員が問題を整理した資料を提示すると、「ある断片だけを読まされてそれをもって、判断を迫られても困ってしまう」として閲覧を拒否し、メーリングリストを初めとする関連資料の調査も行なわなかった。

加えて第21期監事としては、会計監査の役割を放棄した。

██████ 会員はこれらの行為と意図的な不作為とにより、会則を無視して監査の対象者と癒着し、一貫性のない態度で監事の職務を怠り、学会運営を妨害した。

一、第21期運営委員の選挙には、当落判断の母数についての疑義があった。母数を投票総数(24名)とするか全有権者(棄権を含め26名)とするかで、二名の当落に違いが出た。ところが、選挙の当日には母数の確認をせず、機械的に投票総数で判断していた。

このとき、自から名乗り出て開票立会人となったのが ████████ 会員であった。また、のちに監事の立場で「過半数の定義の若干の不明瞭さや投票結果のカウントに不備があったとしても、それは結果の大勢に影響を及ぼすものではない」との文書を出し、機関誌にも掲載して選挙結果すべての有効性を保証した。

██████ 会員は、公正さが何より求められる開票立会人と監事の地位にありながら、必要な業務を怠り、さらに虚偽の事実を掲げた恣意的な判断を公表し、これらにより学会の正常な運営を妨害した。